

意見募集案件	北広島市公民館条例及び北広島市公民館条例施行規則の一部改正について
担当課	教育部社会教育課 電話 011-372-3311 内895

意見募集期間	平成26年9月15日(月)から平成26年10月14日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所社会教育課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島9月15日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	教育部社会教育課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-4525 電子メールアドレス: syakai@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成26年10月頃公表予定 検討を終えたとき、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北広島市中央公民館は、経年劣化による施設機能の回復及びバリアフリー化、地域の防災拠点としての役割の充実を目指し、大規模改修を実施します。このことから、条例に定める種別と基本使用料、施行規則に定める休館日、使用許可の申請について改正するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) ・条例に定める部屋の種別を改正し、新たな部屋の種別と基本使用料を追加します。 ・施行規則に相撲場の休館日と使用許可の申請について追加します。 (3) その案の根拠となる法令等 使用料手数料の設定基準 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 大規模改修により、施設機能が回復し、バリアフリー化が進むほか、防災拠点としての役割が充実します。使用料手数料の設定基準の性質別分類と負担割合に基づき、受益者負担として原価の50%を負担していただきます。
対象となる政策等 の原案	北広島市中央公民館大規模改修に係る「北広島市公民館条例」「北広島市公民館条例施行規則」の一部改正について
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成26年11月:法規審査委員会、議会提案 平成27年4月:条例施行予定